

島根地方最低賃金審議会 第432回会議 議事要旨

開催日時	令和5年8月10日（木） 午後10時00分～午後10時15分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 5人
主要議題	1 島根県最低賃金について 専門部会報告、採決、答申		
議 事 要 旨			
<p>1 会長が、本日の会議は非公開とし、議事要旨を公開することを説明した。</p> <p>2 会長が、専門部会報告書が議決されたことを報告した。</p> <p>3 賃金室長が、専門部会における審議の概要及び専門部会報告書について説明した。</p> <p>4 会長が、島根県最低賃金について、専門部会報告書のとおり「引き上げ額47円とし、1時間904円、効力発生日は法定どおりとする。」として、挙手による採決を行った。</p> <p>5 採決の結果、(会長を除き)賛成7名、反対3名であったことから、専門部会報告書のとおり決定、決議された。</p> <p>6 島根県最低賃金の改正決定に関する答申文案が審議され、議決された。 なお、答申文には以下4点の附帯決議が付された。</p> <p>(1) 社会保険料負担を「企業規模に応じた累進性」に変更の上、中小零細企業の負担を軽減すること。</p> <p>(2) 2024年度以降の中央最低賃金審議会の目安審議にあたり、統計データに基づき判断するだけでなく、地方及び現場の声も反映させること。また、根拠データを明示の上、3要素のうち賃金支払い能力についても十分に検討し、答申の際には言及すること。</p> <p>(3) 生産性向上の支援については、可能な限り各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金をはじめとした各種助成金等支援策を拡充し、活用しやすいものとする。</p> <p>(4) いまだに最低賃金制度を不知な事業主が散見されるので、最低賃金制度の周知徹底を国レベルで図ること。</p> <p>7 賃金室長が意見申出の公示、申出がなされた場合の本審の日程等について説明した。</p> <p>8 会長が、これまでの審議を総括し、今年度は目安ランク区分がBランクになって初めての審議であり、審議にあたっては労使それぞれの立場での意見、不満があったかも知れないが、</p>			

真摯な議論が行えたことへの謝意を示した。

また、今後も公労使一体となって、島根県のために真摯な議論を行っていきたい旨を表明し、閉会となった。